

報告第2号

令和7年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、令和7年度旭市一般会計において、別紙のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

令和8年6月5日 提出

旭市長 米本 弥一郎

令和7年度 旭市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国県支出金	地方債		
8. 土木費	2. 道路橋梁費	谷丁場遊正線整備事業	円 14,850,000	円 14,850,000	円 14,850,000	円 14,850,000	円	円	円	円	円	土地の境界確認にあたり、相続未登録者の追跡調査および遠方に居住する隣接地所有者との調整に不測の日数を要したため。
合計			14,850,000	14,850,000		14,850,000			14,100,000	750,000		

令和8年6月5日 提出

旭市長 米本 弥一郎